

湘南港の指定管理者募集に係る質問・回答について

平成25年5月17日更新

○ 現地説明会（H25.5.10開催）での質問・回答（5件）

番号	質 問	回 答
1	募集要項本編P13「9指定管理者が行う業務(3)自主事業」の項目で、「喫茶・軽食施設、売店施設、修理工場に係る事業は、県が直接事業者の選定等を行いますので、自主事業として実施することはできません。」とあるが、事業者の具体的な選定方法は決まっているのか。	具体的な選定方法は決まっておりませんが、指定管理者の募集とは別に、事業者の選定・許可等の手続きを行うこととなります。
2	募集要項本編P22「16その他の事項(3)ネーミングライツパートナー制度について」とあるが、ネーミングライツの具体的な導入予定はあるのか。	現在のところ、具体的な導入予定はありません。
3	港湾管理事務所の建て替えのため、ジュニア教室の前のスペースを臨時バースとして利用しているようだが、建て替え後の利用方法は決まっているのか。	現港湾管理事務所の除却スペースの利用と併せて検討していく予定ですが、現時点で具体的な利用方法は決まっておりません。
4	本船岸壁及び東野積場について、目的外使用（占有）はできるのか。	防災岸壁としての利用用途があるため、原則、目的外使用等による独占排他的な利用は認められません。
5	椰子の木が、臨港道路と臨港道路以外の指定管理区域に植わっているが、指定管理区域にある椰子の木の管理のみ指定管理業務という理解でよいか。	指定管理区域にある椰子の木等の樹木管理は、指定管理業務となります。 なお、臨港道路は県直営区域となりますので、臨港道路区域にある樹木管理は、指定管理業務外となります。